

＜一般委託＞

国指定史跡東京湾要塞跡 猿島砲台跡 史跡整備発掘調査支援業務委託 仕様書

国指定史跡東京湾要塞跡 猿島砲台跡 史跡整備発掘調査支援業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	別紙「国指定史跡東京湾要塞跡 猿島砲台跡 史跡整備発掘調査支援業務委託特記仕様書」のとおり
2	履行期間	契約締結の日から平成31年3月31日
3	施行場所	横須賀市猿島1番
4	業務内容	別紙「国指定史跡東京湾要塞跡 猿島砲台跡 史跡整備発掘調査支援業務委託特記仕様書」のとおり
5	特記事項	別紙「国指定史跡東京湾要塞跡 猿島砲台跡 史跡整備発掘調査支援業務委託特記仕様書」のとおり
6	関係法規	文化財保護法
7	資格要件	(1)「神奈川県内における開発事業等に伴う埋蔵文化財発掘調査に係る調査主体者及び発掘担当者の判断基準」の規定を満たすと判断され、「神奈川県内発掘調査組織一覧(平成30年度版)」に掲載された発掘調査主体者であること。通知書の写しを入札参加申請書提出期間内にファクスで送信すること(FAX046-822-3839)。送信しない場合は入札に参加できない。
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払い。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	教育総務部生涯学習課 川本・北原(電話:046-822-8484)

＜指示又は希望事項＞

<p>グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係</p>	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いします。</p>
---	---

国指定史跡東京湾要塞跡 猿島砲台跡 史跡整備発掘調査支援業務委託特記仕様書

第1章 総則

第1条 本仕様書は、横須賀市教育委員会（以下、市教委という）が実施する国指定史跡東京湾要塞跡 猿島砲台跡（横須賀市猿島1番）の史跡整備発掘調査支援業務委託（以下、支援業務委託という。）における仕様を示すものであり、この業務を行う受託者はこの仕様書に定める事項を確実に履行しなければならない。

第2条 この仕様書では、委託者を「甲」とし、受託者は「乙」と表記する。

第2章 発掘調査

第3条 本支援業務委託の内容については、以下のとおりとする。

1 発掘調査業務の内容

- (1) 発掘作業
- (2) 遺構実測業務

2 本支援業務委託期間

契約日より平成31年3月31日まで

3 実施対象範囲 国指定史跡東京湾要塞跡 猿島砲台跡（第1図、第2図参照）

第3章 発掘調査の実施及び条件

第4条 本支援業務委託の実施条件は以下のとおりである。乙は業務の実施にあたってこれを遵守すること。

なお、明示した実施条件に変更が生じた場合は、契約変更の対象とすることができる。また、実施条件が当初の段階で想定できず、調査実施期間中に発生した場合についても、甲乙協議のうえ、契約変更の対象とすることができる。

1 発掘調査に係る人員の仕様

(1) 本支援業務委託については、以下の人員を想定する。

ア 発掘作業支援員	日当あたり配置数1人	延人数	19人
イ 調査作業員	日当あたり配置数8人	延人数	119人

2 本支援業務委託に係る発掘作業支援員の資格について

- (1) 発掘作業支援員は「神奈川県内発掘調査組織一覧（平成30年度版）」に発掘担当者として掲載されている者とする。
- (2) 発掘作業支援員は、現場に常駐して全体の作業を把握し、甲の指示に従って安全管理、

衛生管理、危険防止、災害防止、人力掘削・機械掘削等の指揮監督を行い、発掘調査を円滑かつ適切に遂行できるものとする。

- (3) 発掘作業支援員は、乙の社員とし、直接雇用であることを証明する書類を甲に提出する。
- (4) 乙は発掘作業支援員を定め、甲に通知するものとする。

3 発掘調査関係の基本事項

(1) 業務数量日報の提出

ア 乙は、日々の業務数量実績を日報により甲に報告するものとする。

イ 甲乙は定期的に工程管理のための協議をするものとする。

(2) 衛生管理者又は安全衛生推進者の届出

乙は、労働安全衛生法第 12 条又は第 12 条の 2 に規定する衛生管理者又は安全衛生推進者を定め、甲に届け出なければならない。

(3) 衛生管理者又は安全衛生推進者の交代

乙は、衛生管理者又は安全衛生推進者を変更するときは、あらかじめ甲に届け出なければならない。

(4) 調査作業員

ア 調査作業員の員数については、業務が円滑に実施できるよう発掘調査作業工程表に基づいて、あらかじめ甲乙が協議して定めるものとする。また、業務施工中、甲又は乙の都合により、員数の増減が生じた場合には、速やかに協議するものとする。

イ 乙は、調査作業員名簿を作成し、甲へ提出するものとする。

4 発掘作業関係の現場作業

(1) 作業指示の遵守

ア 覆土の掘削作業中に出土した遺物の取り扱いと収納管理は、甲の指示のもと行う。

イ 乙は、出土した遺物について、取り上げの終わったものは甲の指定した場所に運び入れることとする。

(2) 調査作業員の交代

現場作業は、ある程度経験を要する作業であるため、乙は、その雇用する調査作業員を交代する必要がある場合は、極力少人数の交代にとどめるよう努めるものとする。

(3) 作業日時

ア 作業時間 作業時間は、原則として 8 時 30 分から 16 時 30 分とする。

イ 土曜日、日曜日、祝日等の発掘作業

土曜日、日曜日、祝日は、原則として休日とする。ただし、やむを得ず現場作業を

実施する場合は、甲と協議し、その承諾を得るものとする。

ウ 雨天時等の現場作業

雨天時や定期船の欠航等、天候の都合により現場作業を休業する場合は、事前に乙で検討し、甲の承諾のうえ、調査作業員等に連絡するものとする。

(4) 発掘作業実施用地

ア 発掘作業の実施に係る用地については、甲の指示によるものとする。

イ 乙は、発掘作業及び関連作業により作業地以外の史跡地に影響が及ばないように、万全の注意を払うものとする。

(5) 発掘作業

【第一砲台第二砲座】

ア 調査区に接続する第1砲台塁道と高塁道間の連絡路の整備と調査区樹木の伐採・下草の除草を行う。

イ 視認できる胸牆および横牆の部分から人力により掘削を行い、砲床を検出する。堆積土の掘削により生じた排出土は、甲が指示する個所にブルーシートを用意し仮置きする。

ウ 砲床面清掃と附帯施設の検出。

エ 遺構確認後、記録作成を行う。

オ 記録作成後、遺構面はブルーシートで覆い、排出土で作成した土のうを遺構面の法肩等へ配置し、養生を行う。不要となった排出土は、土のうとし、史跡地内の甲が指定する場所へ積む。

【単装高角砲第一砲座】

ア 兵員待避所に溜まる土砂を人力により掘削し、兵員待避所室内と砲床間連絡階段の検出を行う。堆積土の掘削により生じた排出土は、甲が指示する個所にブルーシートを用意し仮置きする。

イ 兵員待避所の外側に試掘トレンチを設定し兵員待避所の階段と床面を検出する。

ウ 検出面の清掃を行う。

エ 遺構確認後、記録作成を行う。

オ 記録作成後、排出土で作成した土のうを史跡地内の甲が指定する場所へ積む。

(6) 掘削作業等

ア 乙は、史跡の発掘調査という特殊性・重要性等を十分に理解し、調査作業員に周知徹底を図るとともに、掘削に際しては万全の注意を払って行うものとする。

イ 乙は、人力によって排土の運搬等を行う場合、未調査部分および他の遺構を傷つけることがないように十分配慮して事業を実施するものとする。

ウ 乙は、遺構の検出及び掘削にあたっては、適切な道具（スコップ、移植コテ等）で慎重に行うものとする。また、遺物が出土した場合の取り扱いは、甲の指示によ

るものとする。

(7) 記録作業

ア 乙は、発掘作業実施地点の周辺で世界測地系座標による測量基準点（3～4級：座標値は市教委から提供）を確保し、甲の指示の下、調査区付近の適切な場所に測量原点（発掘調査期間中恒常的に使用可能）を設置する。

イ 乙は、記録作業の精度と作業効率を高めるため、原則としてトータルステーションによる測量システムを使用する、

ウ 測量原点を基に調査区周囲に数か所の実測基準点(BM)を設置する。

エ 乙は、発掘作業によって検出された遺構について、トータルステーションにより遺構平面図・立面図等を記録する。

オ 乙は、実測作業終了時点で、随時甲の点検を受けることし、誤りや不明箇所は、甲の指示に従い乙の責任において速やかに修正すること。

カ 乙は、遺構実測を行うにあたっては、遺構の損傷や事故等のないよう、十分な配慮をすること。

キ 乙は、甲が実施する記録撮影にあたっては清掃等の作業を行うものとする。

ク 記録図面類は、調査担当者の指導の下、原則として「神奈川県内における開発事業等に伴う埋蔵文化財発掘調査の調査基準」の別表2「1. 記録図面類の整理」によって適切に管理する。

(8) 発掘作業用具の管理

乙は発掘作業用具を適切に管理すること。また用具を清潔に保つため、汚れた用具については洗浄すること。

(9) 遺構の保護・清掃

ア 遺構、遺物等で必要と認められる場合や甲が特に指示した場合、乙はそれらの遺構、遺物等が損なわれないよう、土のう・シート等を掛けるなどして、その保護に努めるものとする。

イ 乙は、溜水等のある場合は、排水を完全に行った後に、掘削作業を実施するものとする。

(10) 遺跡周辺への配慮

乙は、業務施工に際し、近接する水路、路肩、電柱等の物件に対し損傷を与えないように十分注意し、万全の対策を講じるものとする。

5 必要機器等

ア 乙は、支援業務で用いる現地調査用具、測量機材（トータルステーション一式、レベル一式）を用意する。

イ その他、現地調査において必要な消耗品を購入する。

6 安全衛生管理

(1) 発掘作業の安全確保

乙は、常に発掘調査の安全に留意して現場管理を行い、事故、災害等の防止を図らなくてはならない。万一、事故、災害等が発生した場合、乙は速やかに必要な処置を講じるとともに、甲に報告しなければならない。

(2) 事故防止

ア 乙は、業務を施工するにあたり労働安全衛生法等の諸法令及び諸規則を遵守し、安全確保に努めなくてはならない。

イ 排土を仮置きする際は、風雨により粉塵飛散のないようにブルーシートで覆う防護対策を行う。

(3) 調査区等の安全整備

ア 現地調査に従事する作業員等は、安全のため調査区内で業務に従事する際、必ずヘルメットを装着する。

イ 乙は、調査区等において安全対策が必要な場合は、甲と協議の上、必要な処置を講じなくてはならない。

(4) 保安対策

乙は、交通安全、災害、公害防止及び防犯等について、必要により、所轄警察署、消防署、道路管理者、労働基準監督署等の関係各機関、地元関係者並びに甲と緊密な連絡を取り、万全を期すものとする。

第 5 条 当支援業務における成果品は、下記の通りとし、業務の完了にあたり必要な書類を提出するものとする。

品名	数量	備考
1 総括表	1 式	業務完了届に添付して提出
2 業務数量日報	1 式	業務完了届に添付して提出
3 業務管理写真	1 式	業務完了届に添付して提出
4 発掘作業支援員及び作業員出勤簿	1 式	業務完了届に添付して提出
5 測量成果品（遺構配置図と等高線図を併せたデジタルトレースデータ（アドビイラストレーター等で編集可能なデータ。レイヤー構造は別途支持する）	1 式	業務完了届に添付して提出
6 その他、甲の指示によるもの		業務完了届に添付して提出

第4章 その他

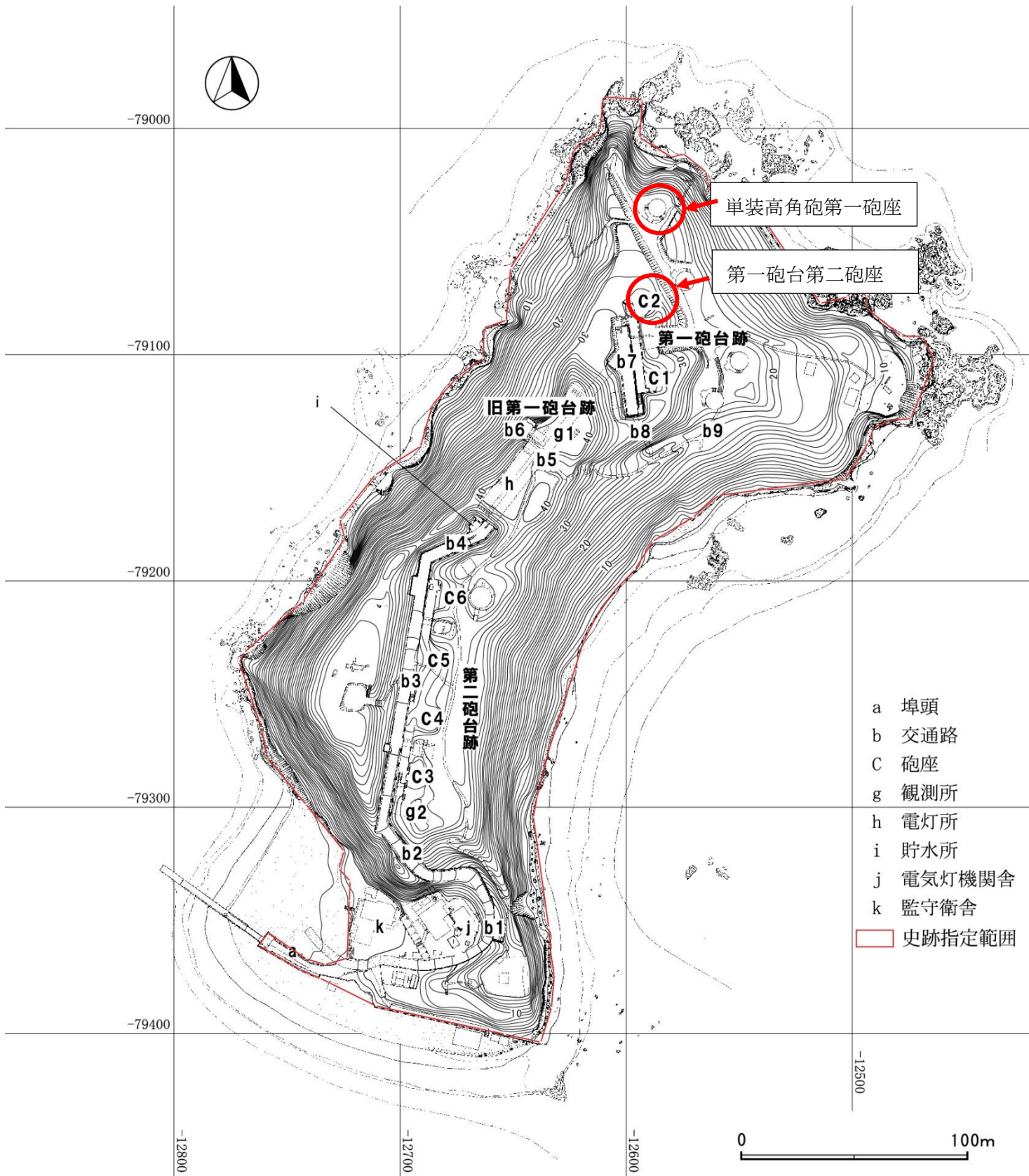
第6条 この仕様書に規定のないことについては、原則として「神奈川県内における開発事業等に伴う埋蔵発掘調査基準」に基づいて実施するものとし、調査基準によりがたい場合は、市教委と協議の上実施する。

1 全業務共通事項

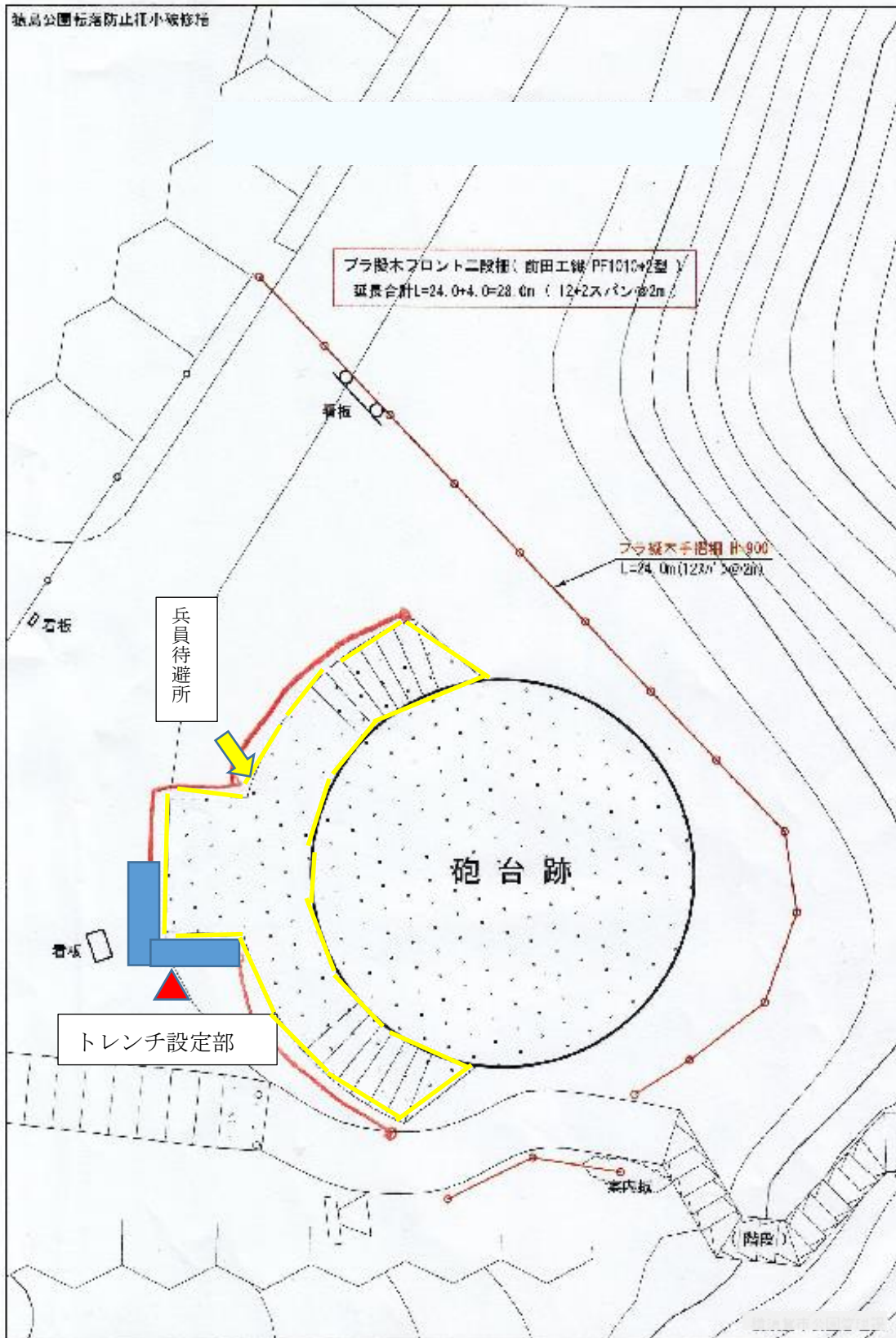
- (1) 業務を履行するにあたり法令及び本市の定める条例、規則等を遵守すること。
- (2) 業務上知り得た秘密を漏らさないこと。業務委託契約が終了した後も、また同様とする。
- (3) 本事業を履行するにあたり、第三者へ業務の一部を再委託する場合、その内容が分かるものを市に提出し、承諾を得ること。
- (4) 受託者の負担する経費は、全て当該委託料に含むものとする。
- (5) 契約の履行または不履行により市または第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害を賠償しなければならない。
- (6) 本業務で必要となる地図情報について、委託者は情報提供の協力を行う。
- (7) 現地へはフェリーを使って渡航する。渡航に係る費用は委託料に含めるものとし、入園料は減免の措置をとるものとする。
- (8) 現地へのフェリーは3月1日より毎日運航するが、2月は土日祝日のみの運航である。現地調査の日程については事前に委託者と十分に協議すること。
- (9) 資機材等の保管場所については、別途委託者と協議すること。



第1図 猿島砲台跡 位置図



第2図 調査区設定個所



第3図 高角砲第一砲座兵員待避所及び外側設定トレンチ配置図



写真1 猿島砲台跡第一砲台第二砲座へ接続する階段



写真2 第一砲台第二砲座



写真3 単装高角砲第一砲座



写真4 同上（土砂が流入した兵員待避所）

				課長	係長等	検算	設計

平成 30 年度 設 計 積 算 書 表 紙 (当初)

設 計 書 番 号	年度	課・事業所	班	連番	区分	変更回数	基準区分			
事 業 所 名										
(工事・業務) 名	国指定史跡東京湾要塞跡 猿島砲台跡 史跡整備発掘調査支援業務委託									
(工事・業務) 箇所	横須賀市猿島1番									
(河川・路線・区域) 名										
単 価 採 用 地 区 名	横須賀									
事 業 区 分	単費・国費合併									
起 案 ・ 決 裁	起案日	平成	年	月	日	決裁日	平成	年	月	日
工 期	契約日から 平成 31 年 03 月 31 日 まで									
設 計 金 額	(円)									
設 計 概 要										
(起工・変更) 理由										

平成 30 年度 設 計 積 算 書 表 紙 (当 初)

<支出科目>

款	1 1	教育費
項	0 8	社会教育費
目	0 3	文化財保護費
節	1 3	委託料
細節	0 7	業務委託料

<合併区分情報>

合併処理設定	しない	
	区分 1	補助
	区分 2	単独
	区分 3	
	区分 4	
	区分 5	
	区分 6	
	区分 7	
	区分 8	
	区分 9	

<全体金額情報>

	当初官積算額 (a)	当初請負額 (b 1)	今回変更官積算額 (c)	今回変更請負額 (d) = (b 1) / (a) × (c)	増減額 (d) - (b 1) or (b 2)	備 考
		前回変更請負額 (b 2)				
本工事費						
支援業務費						
消費税等相当額						

平成 30 年度 積算諸条件調書(当初)

経費等情報	主たる工種	公園工事		
	施工地域・工事場所区分	補正無し		
	環境環境改善費計上区分	計上しない		
	緊急工事による補正	補正しない		
	前払金支出割合	支出しない		
	契約保証の方法	補正なし		
	間接工事費率補正(上記「施工地域・工事場所区分」、「契約保証」以外で補正がある場合)			
	共通仮設費率補正	0.00%		
	現場管理費率補正	0.00%		
	一般管理費率補正	0.00%		
	間接労務費・工場管理費計上区分			
	土木工事標準積算基準書 適用年版			
	土木工事資材等単価表 適用年版			
積算数量等情報	名称	採用数量	単位	備考
	発掘作業支援員	19	人	
	発掘作業員	119	人	
	フェリー乗船料	138	人	

(その他情報欄)

業 務 委 託 料 内 訳 書

(上段：前 回 下段：今 回)

費目	工種	種別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
支援業務費							
直接調査費			1	式			
労務費			1	式			
直接調査費計			1	式			
共通調査費（率分）			1	式			
調査管理費			1	式			【千円止】
共通調査費計			1	式			
一般管理費			1	式			
通信交通費			1	式			
一般管理費計			1	式			
支援業務費計			1	式			
消費税及び地方消費税相当額			1	式			
発掘調査費計			1	式			

第0001号 下位内訳書
 労務費

1 式 当り

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
発掘作業支援員		人			
	19				
発掘作業員		人			
	119				
合 計					
	1	式	当り		円/式

第0002号 下位内訳書
 通信交通費

1 式 当り

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
フェリー乗船料		人			第0003号単価表
	138				
合 計					
	1	式	当り		円/式

第0001号 単価表

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
発掘作業支援員		人			
	1				
発掘作業員		人			
	1				

第0002号 単価表

名 称/ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
フェリー乗船料		人			
	1				